

相模原市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月2日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第39号

相模原市市税条例の一部を改正する条例

相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条中「その課税標準」を「、その課税標準」に改める。

附則第4条の2中第18項を第19項とし、第7項から第17項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。